

事務局提出資料

裁判の迅速化法に関する検討会 委員等名簿

(平成26年1月9日現在)

委 員

大 谷 晃 大 最高検察庁公判部副部長

大 野 勝 則 東京地方裁判所判事

大 野 顕 司 住友化学株式会社総務法務室部長

(座長代理) 川 上 拓 一 早稲田大学大学院法務研究科教授

久 保 潔 元読売新聞東京本社論説副委員長

丹 野 美絵子 独立行政法人国民生活センター理事

中 尾 正 信 弁護士（東京弁護士会所属）

二 島 豊 太 弁護士（第一東京弁護士会所属）

(座 長) 長谷部 由起子 学習院大学大学院法務研究科教授

矢 尾 渉 東京地方裁判所判事

関 係 官

佐々木 健 二 最高裁判所総務局参事官

(敬称略，五十音順)

論点整理（案）

第1 迅速化の現状

最高裁判所による検証結果に示された事件の動向及び傾向，審理期間の推移，長期化要因並びに社会的要因の分析を踏まえ，迅速化の現状をどのように評価するか。

1 事件の動向及び傾向，審理期間の推移等

- (1) 民事事件の新受件数は長期的には増加傾向にあり，平均審理期間についても，昭和48年に17.3か月でピークを迎えて以降，長期的には迅速化する傾向にある。平成24年には，平均審理期間は7.8か月となっており，約60%の事件が6か月以内に，約95%の事件が2年以内に終局し，審理期間が2年を超える事件は5%弱にとどまっている。この間，バブル経済崩壊後の不況の影響等の経済的な要因のほか，簡易裁判所の事物管轄の拡大，現行民事訴訟法の施行，過払金返還訴訟の急増などの種々の要因が，事件数や審理期間に大きな影響を与えている。
- (2) 刑事事件の新受人員は，平成17年以降，徐々に減少傾向を示しており，平均審理期間は，この10年間，概ね，3か月程度の横ばいで推移している。自白事件については，僅かではあるが短縮化の傾向がみられ，否認事件については，平成22年まで短縮化傾向がみられたが，近時は横ばいとなっている。平成24年において，審理期間が1年を超える事件は1.6%，2年を超える事件は0.2%にとどまっている。一方，迅速化法施行後，刑事訴訟の分野では裁判員裁判を中心とする大きな制度改革が行われ，迅速化検証においても，公判前整理手続及び裁判員制度について，統計データの分析が行われ，裁判員裁判においては，公判前整理手続が審理期間の長さを決めることになるとの指摘もされている。
- (3) 家事事件のうち甲類審判事件及び乙類調停審判事件は，一貫して増

加傾向にあるが、平均審理期間は、近時は概ね横ばいで推移している。他方、乙類以外の調停事件の新受件数は、平成15年をピークに減少傾向にあり、平均審理期間は、概ね横ばいで推移しているが、乙類調停事件と乙類以外の調停事件を合計した調停事件の総数は、平成24年に過去最高の14万1802件に達している。審理期間については、大半の事件が2年以内に終局しており、2年を超えるものは、最も割合の高い乙類審判事件においても、1.9%にとどまっている。長期化しやすい遺産分割事件についても、新受件数は増加しているが、平均審理期間は短縮化している。婚姻関係事件は、増加傾向にあり、近時は若干の長期化傾向が見られる。なお、平成25年1月1日の家事事件手続法施行後の統計データは、平成26年以降明らかになる予定である。

2 長期化要因

これまでの検証結果において示された長期化要因として、民事事件については、争点整理、証拠収集、専門的知見を要する事案に特有の要因、執務態勢等に関連する要因について検討がされたほか、特殊事件（医事、建築、知財及び労働）固有の事情等について分析がされている。刑事事件については、特に裁判員裁判の公判前整理手続に関する運用上の要因についても分析がされた。家事事件については、近時、婚姻関係事件等でみられる若干の長期化傾向をめぐり、紛争性の高い事案の増加などの原因が指摘されている。

3 社会的要因

第5回報告書においては、適正かつ充実した手続の下での裁判の迅速化を実現するには、裁判手続に内在する要因だけではなく、社会・経済的背景や国民の意識といった、紛争の動向や裁判の在り方に影響を与える裁判外の社会的要因についても、社会全体での合理的な紛争解決という観点から裁判所が果たすべき役割を明らかにするべく、分析の対象とされた。この中において、将来の法的紛争の動向の分析、裁判外での紛争処理の全般的な状況の整理（ADRや保険制度に着目）、これらに関する紛争類型別（医事紛争、建築紛争、遺産紛争）の検討が行われてい

る。

4 迅速化の現状に対する評価（検証結果から何が明らかになったか。）

以上のような現状を踏まえ、裁判の迅速化について、いかなる要因がどのような影響を与えてきたのか、また、審理期間の推移をどのように評価すべきか、さらに、評価に当たり、裁判の迅速化と審理の適正・充実との関係をどのように考慮すべきか。

第2 迅速化に向けた取組

迅速化法の意義，位置づけを踏まえ，これまでに，裁判の迅速化及びそれに向けた基盤の整備について，どのような取組がされてきたか。

- 1 迅速化法は，2条1項において，第一審の訴訟手続については，2年以内のできるだけ短い期間内に終局させ，その他の裁判所の手続も，できるだけ短い期間内にこれを終局させるという目標を定めている。その上で，裁判の適正・充実・迅速化の推進を充実した手続の実施とこれを支える制度及び態勢の整備によって実現することを求めるなど，運用面における関係者の取組と，制度・態勢の整備という総合的な方策を実施することによって裁判の迅速化を図るという基本的な枠組みを示している。また，2条2項において，裁判の迅速化に係る制度・体制の整備は，訴訟手続その他の裁判所における手続の整備，法曹人口の大幅な増加，裁判所及び検察庁の人的体制の充実，国民にとって利用しやすい弁護士の体制の整備等により行われるものとしている。これを受けて，3条と4条は，裁判の迅速化を推進するため必要な施策を策定・実施する国の責務と施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置等を講ずる旨の政府の責務を定めている。こうした条文の構造から，迅速化法は，基盤整備法としての性格を有していると理解することができる。
- 2 他方，迅速化法施行以前より，裁判所及び弁護士会等において，審理の充実や迅速化，更には社会全体での合理的な紛争解決を実現するための種々の取組が行われてきたほか，制度面においても，種々の法改正が行われてきている。
- 3 前記のような迅速化法の基盤整備法としての性格を踏まえ，関係者がいかなる取組を行ってきたか。また，これらの取組についてどのように評価すべきか。

第3 迅速化法の展望

迅速化法の基盤整備法としての役割や、迅速化の現状及び最高裁判所の検証結果から、迅速化法の存在意義、必要性、枠組みの相当性につき、どのように考えるか。

- 1 迅速化法は、充実した手続の連用だけでなく、これを支える制度・体制の整備によって迅速化を実現しようとする基盤整備法であることを踏まえつつ、今後、迅速化法の定める基本的枠組みを維持することについて、どのように考えるか。
- 2 また、先に検討した迅速化の現状及び最高裁判所の検証結果を踏まえ、最高裁判所が2年ごとに検証を行うという枠組みを維持することについて、どのように考えるか。
- 3 これらの点を踏まえ、迅速化法の存在意義、必要性、枠組みの相当性につき、どのように考えるか。

民間ADRの業務の認証制度について

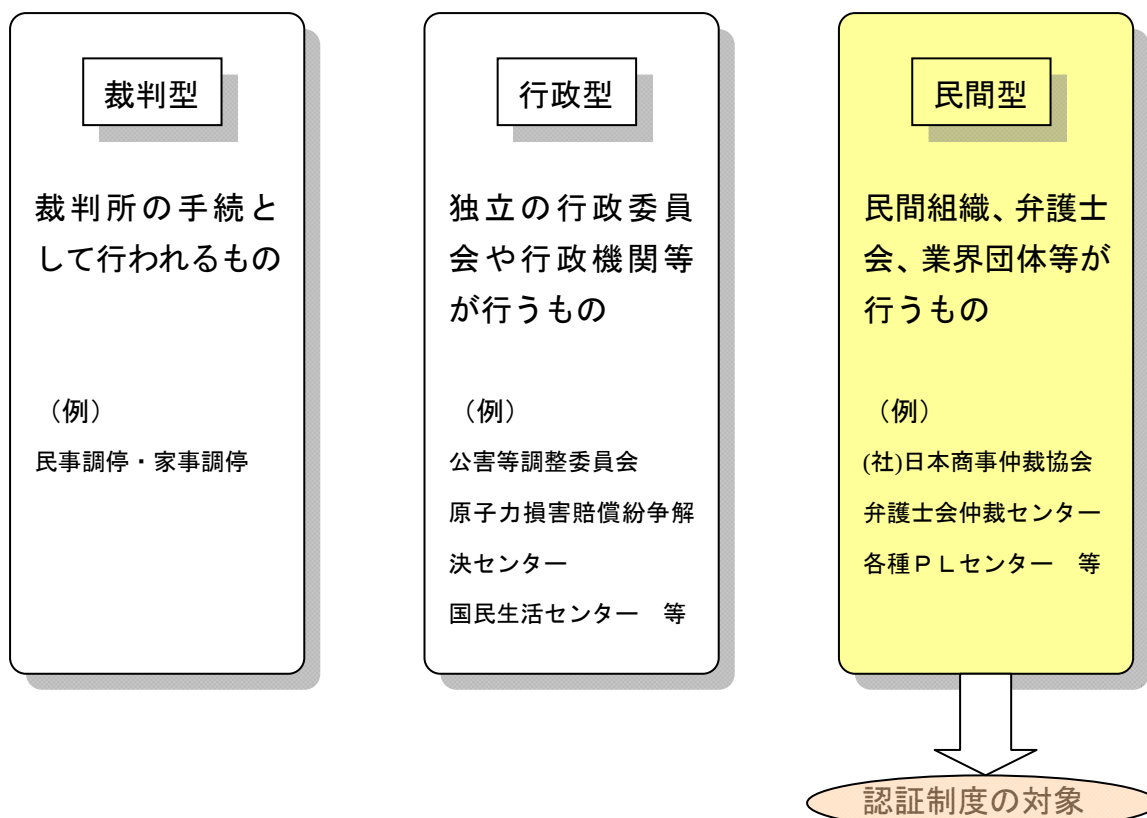
1. ADRの意義

- 一般に、裁判によらずに紛争を解決する手段、方法等を総称
例：調停、あっせん、仲裁 等
- Alternative Dispute Resolution の頭文字をとって、
「ADR（エー・ディー・アール）」と呼称される。

2. ADRの特徴

- 利用者の自主性を活かした解決
- プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決
- 簡易・迅速で廉価な解決
- 多様な分野の専門家の知見を活かしたきめ細かな解決
- 法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決
等々

3. ADRの主体



認証ADR制度の概要

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法、平成19年4月1日施行)に基づく
認証制度は、ADRの利用促進を図るため、

- 民間ADR業務について、法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証
- 認証ADRを利用した場合には時効中断効などが付与
- これまで128事業者が認証を取得し活動中(平成26年2月1日現在)

